

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の契約締結前交付書面

新旧対照表

新	旧				
P.2 外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の契約締結前交付書面 2025 年 2 月 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 P.6 ■ 取引の方法 a. 当社が取り扱う「積立 FX<つみたて外貨>」の取引内容は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>取引形態</td><td>お客様と当社の相対取引（注 1）。 (削除)</td></tr> </table> P.10 ■ 証拠金 (8)ロスカットの取扱い b)アラーム通知 証拠金維持率が <u>50%</u>及び 35%を下回った時点で、アラーム通知を行ないます。 P.17 外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の手続きについて (9)スワップポイントの再投資・分配 c)分配	取引形態	お客様と当社の相対取引（注 1）。 (削除)	P.2 外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の契約締結前交付書面 2024 年 5 月 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 P.6 ■ 取引の方法 a. 当社が取り扱う「積立 FX<つみたて外貨>」の取引内容は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>取引形態</td><td>お客様と当社の相対取引（注 1）。 <u>パソコンの WEB 版を使ってご利用いただくことができます。</u></td></tr> </table> P.10 ■ 証拠金 (8)ロスカットの取扱い b)アラーム通知 証拠金維持率が 100%及び 35%を下回った時点で、アラーム通知を行ないます。 P.17 外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の手続きについて (9)スワップポイントの再投資・分配 c)分配	取引形態	お客様と当社の相対取引（注 1）。 <u>パソコンの WEB 版を使ってご利用いただくことができます。</u>
取引形態	お客様と当社の相対取引（注 1）。 (削除)				
取引形態	お客様と当社の相対取引（注 1）。 <u>パソコンの WEB 版を使ってご利用いただくことができます。</u>				

※スワップポイントの再投資及び分配は、買付余力・出金可能額の範囲内で行うものであり、再投資後又は分配後の証拠金維持率(詳しくは、「証拠金」の「(6)証拠金規制（レバレッジ規制）の判定」をご参照ください。)にはご注意ください。

P.18

(16)総取引限度額

総取引限度額は無制限とします。ただし、当社の定めに従って、一部のお客様につきましては、総取引限度額の制限を行います。総取引限度額は、既存建玉及び新規建玉を前営業日の取引終了時のレートを用いて算出いたします。

P.23

加入協会 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会

P.25

・買付余力

円時価評価額から取引必要証拠金を減じた額。

P.28

(2025 年 2 月施行)

※スワップポイントの再投資及び分配は、新規注文可能額・出金可能額の範囲内で行うものであり、再投資後又は分配後の証拠金維持率(詳しくは、「証拠金」の「(6)証拠金規制（レバレッジ規制）の判定」をご参照ください。)にはご注意ください。

P.18

(16)総建玉限度額

総建玉限度額は無制限とします。ただし、当社の定めに従って、一部のお客様につきましては、総建玉限度額の制限を行います。総建玉限度額は、既存建玉及び新規建玉を前営業日の取引終了時のレートを用いて算出いたします。

P.23

加入協会 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

P.25

・新規注文可能額

円時価評価額から取引必要証拠金を減じた額。

P.28

(2024 年 5 月施行)